

2017年(平成29年)8月28日(月曜日) (6)

◆安全配慮義務、果たせていますか？

労働安全衛生法に基づく、事業主に課せられた安全配慮義務を遂行しなければ、経営までも揺らいでしまるという現実は、もうニュースの中の「対岸の火事」ではありません。そして義務を達成するためには、事業主は定期健康診断結果に基づき、再検査、精密検査、さらに受診までの指導と、その結果に基づく就業上の措置を取らなければならぬこと、もう周知の通りです。

しかし「うちには（健診を）全員受けさせていますよ」と、受けていることばかりに胸を張り、従業員の健康状態（ハイリスク者）が見えていない事業主の何と多いことか…。大変残念ながら、これが多くの運輸業の実態です。

◆募集枠はもう残りわずか？

そこで、そのような健診の「受けっぱなし」の現状



作本貞子副理事長

二九三

はならない重要なポイントと
して、主張する。

そこで、そのような健診の「受けっぱなし」の現状

全ト協の健康管理支援事業 「運輸ヘルスケアナビシステム の実証実験」から見えたもの